

平成 29 年度 東成区選挙管理委員会(臨時)議事要旨

1 日 時

平成 29 年 10 月 9 日 (月) 10 : 00 ~ 10 : 45

2 場 所

東成区役所 応接室 (3 階)

3 出席者

(委員)

田中委員長、中井委員長代理、瀨田委員、松井委員

(事務局)

麻野参与、木口参与、足立事務局長、中西主幹、望戸係長、古山係員

4 議 題

< 議決事項 >

- (1) ポスター掲示場の設置について
- (2) 投票所の設置について
- (3) 期日前投票所の設置について
- (4) 期日前投票の投票時間延長について
- (5) 不在者投票の投票時間延長について
- (6) 投票管理者・同職務代理者の選任について
- (7) 期日前投票における投票管理者・同職務代理者の選任について
- (8) 開票の場所及び日時について
- (9) 開票管理者・同職務代理者の選任について
- (10) 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時
- (11) 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- (12) 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について
- (13) 最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等の掲示場所について
- (14) 選挙人名簿選挙時登録について
- (15) 選挙人名簿登録の抹消について
- (16) 選挙人名簿登録の移替について
- (17) 選挙人名簿の抹消を事前に委員会で議決を行う件について
- (18) 選挙人名簿の抹消権限の一部を委員長に委任する件について
- (19) 在外選挙人名簿の抹消権限の一部を委員長に委任する件について

< 協議事項 >

- (1) 投票用紙保管責任者等の指定について

< 確認事項 >

- (1) 公営施設使用の個人演説会における「施設の設備の程度及び納付すべき費用額」について
- (2) 在外選挙人名簿登録者数について

5 議事要旨

- ・ポスター掲示場の設置について承認された。
- ・投票所の設置について承認された。
- ・期日前投票所の設置について承認された。
- ・期日前投票の投票時間延長について承認された。
- ・不在者投票の投票時間延長について承認された。
- ・投票管理者・同職務代理者の選任について承認された。
- ・期日前投票における投票管理者・同職務代理者の選任について承認された。
- ・開票の場所及び日時について承認された。
- ・開票管理者・同職務代理者の選任について承認された。
- ・開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について承認された。
- ・投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について承認された。
- ・在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について承認された。
- ・最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等の掲示場所について承認された。
- ・選挙人名簿選挙時登録について承認された。
- ・選挙人名簿登録の抹消及び移替について承認された。
- ・選挙人名簿の抹消を事前に委員会で議決を行う件について承認された。
- ・選挙人名簿の抹消権限の一部を委員長に委任する件について承認された。
- ・在外選挙人名簿の抹消権限の一部を委員長に委任する件について承認された。
- ・投票用紙保管責任者等の指定について承認された。
- ・公営施設使用の個人演説会における「施設の設備の程度及び納付すべき費用額」について承認された。
- ・在外選挙人名簿登録者数について承認された。